

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	本別町 (016462)
地域名 (地域内農業集落名)	美里別東地区 (美里別高東、美里別東下1、美里別東下2)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	496.28 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	496.28 ha
② 田の面積	0.00 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	496.28 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.00 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.00 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	3.08 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本別町は、主要4品(豆類、小麦、馬鈴しょ、てん菜)を中心とした畑作と、酪農や和牛生産等の畜産を主体とした農業を展開している。
 現状は、年々農家戸数が減少し一戸あたりの耕作面積が平均で40.0haを超えており、規模拡大が進んでいる傾向となっており、大型農業機械等の導入が進められている。また、耕作地が分散し作業効率が低下している地域もあり、農業者の意向を踏まえた対策を講じながら、利用集積を図る必要がある。
 さらには、担い手の高齢化や後継者不足、離農による農業者戸数の減少に対して、本別町営農指導対策協議会を中心とした関係機関が連携し、新規就農者等の担い手の確保と育成を行い、労働力確保に取り組んでいる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

本別町としては、主要4品を中心とした畑作と、酪農や和牛生産等の畜産を主体とした現在までの営農体系を維持し、今後も一戸あたりの経営面積が拡大していくことを見込んで、さらなる農用地の集積と集約化を進めていく。その中で、不整形等の条件が不利な農地について、地域で対策を協議しながら耕作放棄地とならないよう取組む必要がある。
 また、大型機械やスマート農業の導入をより一層推進し、農作業の効率化を図りながら、法人化や新規就農に向けた取組みも継続・拡大し、将来に向けて持続可能な営農体制づくりに努めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構の事業を活用し、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、認定新規就農者)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の営農に支障のない範囲で農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	93.50	%	将来の目標とする集積率
			93.50 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が耕作する農地のほぼすべてが団地化されているが、作業の効率化を図るためにさらなる農地の集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
担い手(認定農業者、農地所有適格化法人、認定新規就農者)を中心に集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構の事業を活用して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の集積・集約化は農地中間管理機構の事業を活用することを基本とし、担い手(認定農業者、農地所有適格化法人、認定新規就農者)の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。その際には、農業委員会と調整しながら所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
営農の効率化を図るために、水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業)を活用し、農地の基盤整備と区画整理を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
本別町内外から多様な経営体を受入れ、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、本別町営農指導対策協議会(本別町農業担い手育成センター)を中心に関係機関が連携し、相談から定着まで一体的に支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化を図るために、株式会社アグリマネジメント十勝をはじめとした農業支援サービス事業者への農業委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①エゾシカ等の有害鳥獣による農作物被害に対して、侵入防止柵の整備や駆除実施隊員による駆除活動を継続・拡大しながら実施し、農作物への有害鳥獣被害の防止を図る。
- ②環境と調和した持続的な農業を推進し、土壌分析等を実施し農薬や肥料の低減の取組みを進める。
- ③国等の補助事業を最大限に活用しながら、デジタル先端技術によるスマート農業の導入をさらに推進し、作業負担を軽減し農業経営の効率化を図る。
- ⑦国の多面的機能支払交付金事業を活用し、農地のほか水路及び農道の保全・管理に取組む。
- ⑨畑作農業者が生産した飼料作物を畜産農業者が利用し、家畜排せつ物由来の堆肥を農地に還元する、耕畜連携の取組みを推進し、持続的な国産飼料作物の生産と利用拡大を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	28経営体		464.03 ha	88.57 ha		464.03 ha	88.57 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

